

# 健幸づくりのまち もろやま 実施方針

—住民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるまちづくりを目指して—



令和5年3月

毛呂山町

## 目 次

はじめに	1
1 毛呂山町健幸づくりのまち宣言について	2
2 用語の定義	2
3 計画策定の背景	3
4 健幸づくりのまち もろやまが目指すまちのすがた	4
5 健幸づくりのまち もろやまの数値目標	4
6 健幸づくりのまち もろやまの事業展開方針	5
7 健幸づくりのまち もろやまの取組イメージ	6
8 健幸づくりのまち推進のための実施計画	7
参考資料（巻末） 「健幸づくりのまち もろやま」事業体系	

## はじめに

---

「健幸づくりのまち もろやま」は、住民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるまちづくりを目指す取組です。

健幸の「幸」は、身体健康のみでなく、生きがいを感じ安心安全で豊かな生活を送ることができるということを表しています。

健幸づくりのまちを目指すうえで主体となるのは住民一人ひとりです。住民一人ひとりが健康に対する意識を持ち、行動を変えていくことで実現するものです。

今後、様々な参画による健幸づくりのまちづくりの推進を目的に、「健幸づくりのまち もろやま実施方針（以下「実施方針」とします）」を定め、健幸づくりのまちに関する町の方針を示します。

毛呂山町はこの実施方針に沿って、様々な参画との連携や協働により、健幸づくりのまちの推進に取り組みます。

なお、この実施方針は適宜見直しを行うことで、全ての住民が健康で幸せに暮らせるまちづくりを推進します。

## 1 毛呂山町健幸づくりのまち宣言について

住民一人ひとりが世代や障害の有無に関わらず、健康で幸せに暮らせるまち＝健幸づくりのまちの推進を目指すとともに、理念を町全体で共有するために「毛呂山町健幸づくりのまち宣言（以下「宣言」とします）」を行います。

この「毛呂山町健幸づくりのまち宣言」を具現化するため、実施方針に基づき各種取組を実施します。

### 毛呂山町健幸づくりのまち宣言（案）

わたしたちのまちは、歴史が香る緑豊かなまちです。  
この緑豊かなまちで、健康で生き生きと、心豊かに人生を送ることがわたしたちの願いです。

わたしたち一人ひとりが協力して、健康で幸せに暮らせるまちを目指し、毛呂山町を健幸づくりのまちとすることを宣言します。

- 1 緑豊かな自然を感じて、歩くことを楽しみます
- 2 健康的な食生活により、元気な身体を保ちます
- 3 自分を大切に、心と身体を休め、笑顔で生活します
- 4 社会活動に参加し、世代を超えた人と人との絆を深めます



## 2 用語の定義

宣言並びに実施方針における用語の定義は以下のとおりとします。

健幸	「健康」と「幸せ」の両方が備わり、子どもから高齢者まで世代や障害の有無に関わらず、生きがいを感じて自分らしく日常生活を送ることができる状態と定義します。
健康	住民一人ひとりがそれぞれ現状の心身機能を、必要に応じた適切な支援（医療、介護等）を受けながら維持または向上させる状態と定義します。なお、加齢や疾病等により心身機能に制限や困難がある場合でも、各々の状況での健康があるという考えです。
幸せ	幸せは主観的なものであり、幸せと感ずる状態は人それぞれですが、宣言並びに実施方針においては「自己肯定感を持ち、心が満たされている状態」とします。 「心の豊かさ」と同義で使用することとします。

### 3 計画策定の背景

#### 毛呂山町の現状

##### ①毛呂山町の人口は減少傾向

人口減少は全国的な課題ですが、毛呂山町の人口も減少傾向です。

令和2年国勢調査の人口は 35,366 人で、平成 27 年国勢調査の 37,275 人と比較して、1,909 人減少しています。

##### ②老年人口割合は増加傾向

総人口が減少する一方で、高齢化の進行により老年人口（65 歳以上人口）は増加しています。令和2年国勢調査の老年人口割合は 33.6%で、全国や埼玉県より高い割合です。

##### ③要介護（要支援）認定率は、全国・埼玉県と比較して低い

毛呂山町の要介護（要支援）認定率は、全国・埼玉県と比較して低い状況です。

##### ④健康寿命が高い

毛呂山町の健康寿命は、埼玉県内市町村の中で高い状況です。

###### 【健康寿命】

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

埼玉県では 65 歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間と定義しています。

##### ⑤前期高齢者の人口が多い

毛呂山町は老年人口のうち、70 歳から 74 歳人口の割合が多くなっています。

これらの世代が後期高齢期に入る時期に、介護保険給付費や保険料負担の増加が予想されます。

幅広い分野からの総合的な取組

**健幸づくりのまち もろやまの推進**

—健幸づくりのまち宣言に基づく取組の推進—

## 4 健幸づくりのまち もろやまが目指すまちのすがた

### 住民一人ひとりが健康で幸せを実感できるまち

健幸づくりのまち宣言並びに本方針に基づき、各種取組を総合的に進めることで、住民一人ひとりが身体のみならず、それぞれが生きがいを持ち、安心安全に生活し、幸せを感じることができるまちづくりを目指します。

## 5 健幸づくりのまち もろやまの数値目標

### 健幸づくりのまち もろやまの数値目標

#### 健康寿命の延伸

【男性】18.32歳→18.67歳 【女性】21.01歳→21.85歳

毛呂山町の住民一人ひとりが健康で暮らすことが、生きがいや心の豊かさにつながると考えられることから、健康寿命の延伸を数値目標として進捗を管理します。目標数値については、第2期毛呂山町総合戦略における重要業績評価指標（KPI）である健康寿命（令和6年度末時点における健康寿命 男性 18.67歳、女性 21.85歳）とします。

本方針において示した内容は毎年度検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、第六次毛呂山町総合振興計画（令和7年度～令和11年度）の策定時には本方針で示した内容をはじめ、健幸づくりのまち もろやまの推進に向けた目標等を設定します。

#### 健康寿命とは…

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

埼玉県では、65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間とし、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算出しています。

#### 参考：現行計画における数値目標について

現在、第2期毛呂山町総合戦略（計画期間：令和2年度～令和6年度）において、健康寿命の延伸を重要業績評価指標（KPI）の一つ（第4節 具体的施策②健康長寿のまちづくり）として設定しています。

第2期毛呂山町総合戦略の計画期間における目標値は、男性が18.67歳、女性が21.85歳です。

## 6 健幸づくりのまち もろやまの事業展開方針

健幸づくりのまち もろやまの実現に向け、3つの基本方針を示します。

### 1ー健康づくり

ウォーキングの普及促進や各種スポーツなど運動機会の提供により、住民の健康増進を図ります。

また、生活習慣病予防や介護予防事業により、元気な高齢者を増やす取組を進め、健康寿命の延伸を目指します。

### 2ー生きがいづくり

人と人のつながりや地域コミュニティの活性化を図る取組を進めます。

また、生涯学習事業の充実や高齢者の通いの場の確保などの取組により、世代や障害の有無に関わらず、住民一人ひとりが生きがいを持ち、心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

### 3ーひとづくり

住民一人ひとりが健康で心の豊かさや幸せを実感できるよう、あらゆる機会を通じて健幸意識の啓発を進めます。

また、未来を担う子どもたちに対し、健幸についての理解を深め、思いやりや生きる力を育むとともに、ふるさとである毛呂山町への郷土愛を深め、将来の定住促進を目指します。

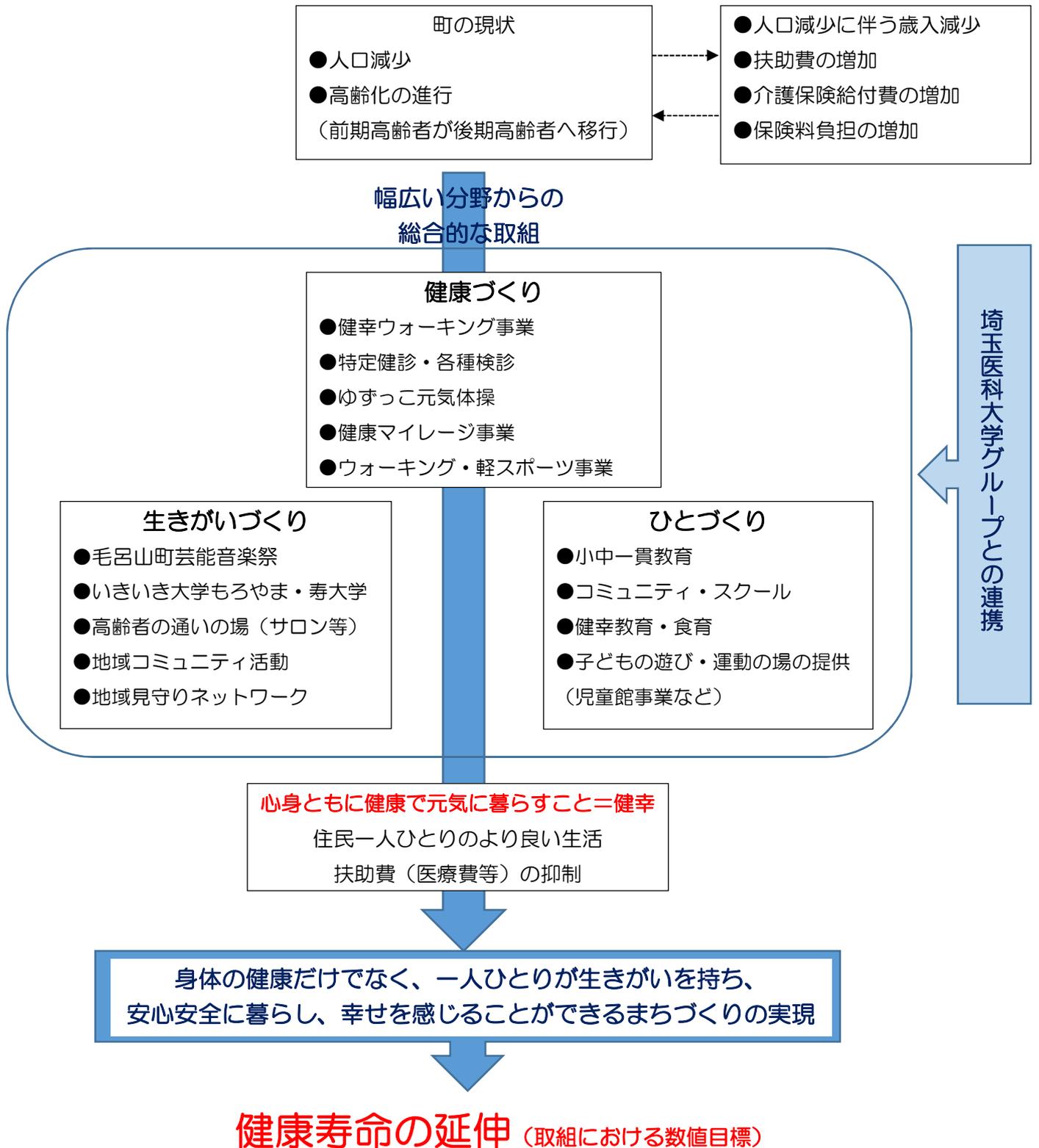
健幸づくりのまち宣言に基づく事業については、町の強みである埼玉医科大学グループとの連携により推進を図ります。

毛呂山町では、埼玉医科大学と地域連携協定を締結しています。この協定では、健康や福祉の増進をはじめ、地域医療の振興、安心安全なまちづくり、教育文化の振興など、幅広い分野で連携協力を行うこととしています。

埼玉医科大学グループの知見を活かし、より効果的に取組を進めます。



## 7 健幸づくりのまち もろやまの取組イメージ



## 8 健康づくりのまち推進のための実施計画

健康づくりのまちの推進を目指し、以下の事業を実施します。

なお、事業については適宜見直しを行うとともに、埼玉医科大学グループをはじめとした協定提携大学等との連携により、効果的な取組を進めます。

(※) 本方針中「くらしワンストップ MORO HAPINES 館」は「ハピネス館」と表記します。

### (1) 健康づくり

①健康づくりの支援		
ア	健幸ウォーキング事業【新規】	保健センター
イ	健康マイレージ事業	保健センター
ウ	特定健診・特定保健指導・健康診査	保健センター
エ	各種検診・がん検診	保健センター
オ	成人健康教育・成人健康相談	保健センター
カ	食育推進事業	保健センター
キ	健康体操普及事業	保健センター
ク	健康情報の提供【新規】	秘書広報課
②高齢者の介護予防と自立支援の推進		
ア	一般介護予防事業	高齢者支援課
イ	介護予防・生活支援サービス事業	高齢者支援課
③運動機会の提供		
ア	ウォーキング事業の実施・環境整備【新規】	スポーツ振興課
イ	町民レクリエーション大会	スポーツ振興課
ウ	軽スポーツ大会・教室	スポーツ振興課
エ	屋外遊具貸出事業【新規】	スポーツ振興課
④健康づくり拠点施設を核とした意識啓発		
ア	ハピネス館との連携事業【新規】	高齢者支援課

### (2) 生きがいづくり

①行きたくなる場やイベントの充実		
ア	連合寿会・単位老人クラブの支援	高齢者支援課
イ	毛呂山町芸能音楽祭	公民館
ウ	公民館まつり/ふれあい文化祭	公民館
エ	公民館教室・講座	公民館
オ	いきいき大学もろやま	公民館
カ	寿大学	生涯学習課
キ	世代間交流事業	公民館

ク	生涯学習ボランティア人材バンク	生涯学習課
ケ	人権教育指導者養成研修事業 生涯学習人権教育講座	生涯学習課
コ	歴史民俗講座・体験教室	歴史民俗資料館
サ	資料館サポーターとの協働事業	歴史民俗資料館
シ	直売所マップ（仮称）の作成【新規】	産業振興課
<b>②高齢者の社会参加の促進</b>		
ア	高齢者の活動・交流の場の創出	高齢者支援課
イ	シルバー人材センターの支援	高齢者支援課
<b>③住民活動や支え合い活動の支援</b>		
ア	地域イベント助成事業	総務課
イ	地域見守りネットワークの結成	福祉課

### (3) ひとつづくり

<b>①児童生徒の心身の健康づくりの支援</b>		
ア	小中一貫教育	学校教育課
イ	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール） 地域学校協働活動推進事業	学校教育課 生涯学習課
ウ	親の学習講座	生涯学習課
エ	地場産物を活用した特色ある献立の導入	学校給食センター
オ	健康教育の推進【新規】	学校教育課 学校給食センター
<b>②子どもの健やかな成長の支援</b>		
ア	子育て世代包括支援センター	保健センター・子ども課
イ	地域子育て支援拠点事業	子ども課
ウ	産後ケア事業【新規】	保健センター
エ	乳幼児健康診査	保健センター
オ	母子訪問指導・保健指導	保健センター
カ	母子健康教育・発育発達支援事業	保健センター
キ	児童館事業	子ども課
ク	児童公園整備事業	総務課
ケ	地域の公園への支援	管財課
<b>③あらゆる機会を捉えた意識啓発</b>		
ア	健幸意識啓発事業【新規】	全課
イ	健幸づくりのまち宣言冠事業の実施【新規】	全課

## (1) 健康づくり

### ①健康づくりの支援

埼玉医科大学グループとの連携により、ウォーキングによる健康増進事業を開始します。

また、健康に関する情報発信や各種検診等の実施により、住民一人ひとりが自身の健康について知り、維持増進に努めることができるよう支援します。

こうした取組により全ての世代の健康増進を図ることで、健康寿命の延伸や医療費の抑制につなげます。

<b>健幸ウォーキング事業【新規】</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節【新規】
<p>住民の健康づくりを推進するため、埼玉医科大学グループとの連携による事業を開始します。</p> <p>この事業では、参加者が半年間ウォーキングに取り組み、取組前後に血液検査や体力測定等を行います。血液検査等の結果に対して医師や理学療法士が医学的な見地からアドバイスを行うことで、健康づくりのサイクルを創出します。</p>	
<b>健康マイレージ事業</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
<p>町が実施する健康事業等への参加を促進し、住民の健康づくりを支援します。</p> <p>対象事業への参加者に健康マイレージポイントを付与し商品券を贈呈することで、住民一人ひとりの健康への取組参加を促進します。</p>	
<b>特定健診・特定保健指導・健康診査</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
<p>特定健診の実施により保健指導の対象者を階層化し、生活習慣改善のための事業を実施します。</p> <p>また、健康診査により疾病の早期発見・早期治療を推進し、健康づくりを支援します。</p>	

<b>各種検診・がん検診</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
<p>各種検診の実施により、疾病の早期発見・早期治療を目指すとともに、住民が健康に暮らせるよう健康に関する知識の普及を行います。「がん対策推進基本計画」に従い、がん検診受診率の向上を目指します。また、がん検診の重要性について住民の理解が深まる取組を強化します。</p>	
<b>成人健康教育・成人健康相談</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
<p>生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図り、適切な指導や支援を行うことで住民の健康保持・増進を支援します。</p>	
<b>食育推進事業</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
<p>食を通じて健全な身体と豊かな心を育むため、食育を推進します。管理栄養士等による栄養指導や相談を実施し、四季の食材を用いたレシピの提供などを行い、食に関する興味関心を促します。</p>	
<b>健康体操普及事業</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
<p>毛呂山町オリジナルの健康体操の普及を図り、住民の健康づくりを推進します。ゆずっこ元気体操実施時などにあわせて実施するなど、機会を捉えて周知を行います。</p>	
<b>健康情報の提供【新規】</b>	秘書広報課
	総合振興計画第3章第6節
<p>埼玉医科大学やゆずの里ケーブルテレビとの連携により、健康づくりに関する情報提供を行います。大学が有する医学的知見を活かし、住民が自宅にいながら生活習慣病予防など健康増進に役立つ情報を得ることができる仕組みづくりにより、住民の健康増進を図ります。</p>	

## ②高齢者の介護予防と自立支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心安全に生活するための取組を行います。

各地区で実施されているゆずっこ元気体操を継続して実施するなど、高齢者の介護予防による健康寿命の延伸や、社会参加による生きがいづくりを目指します。

<b>一般介護予防事業</b>	高齢者支援課
	総合振興計画第3章第2節
高齢者の介護予防と社会参加を推進し、生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを目指します。	
<b>介護予防・生活支援サービス事業</b>	高齢者支援課
	総合振興計画第3章第2節
支援を必要とする高齢者に対して様々なサービスを提供します。 また、高齢者自身がサービスの担い手となることで社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進します。	

### ③運動機会の提供

住民一人ひとりが気軽にウォーキングに取り組むことができるよう、ウォーキング環境の整備を行い、健康増進を図ります。

また、各種軽スポーツ大会や教室を開催し、身体を動かす楽しさやスポーツに親しむ機会を創出します。

<b>ウォーキング事業の実施・環境整備 【新規】</b>	スポーツ振興課
	総合振興計画第5章第3節【新規】
<p>ウォーキングコースの設定やウォーキングマップの作成により、住民が気軽にウォーキングに取り組むことができる環境を整備します。</p> <p>また、ウォーキング教室の開催などにより、町民の健康増進を図ります。</p>	
<b>町民レクリエーション大会</b>	スポーツ振興課
	総合振興計画第5章第3節
<p>全ての住民が誰でも気軽に参加できるレクリエーション大会を開催します。</p> <p>自由参加型の事業とすることで、スポーツをしたいと思う人が気軽に楽しみながら身体を動かす機会を提供します。</p>	
<b>軽スポーツ大会・教室</b>	スポーツ振興課
	総合振興計画第5章第3節
<p>誰もが気軽に参加できる軽スポーツ大会・教室を開催します。</p> <p>スポーツに親しみ、その楽しさを感じてもらうことで住民の健康づくりを支援します。</p>	
<b>屋外遊具貸出事業【新規】</b>	スポーツ振興課
	総合振興計画第5章第3節
<p>総合公園内で家族等で楽しめる屋外用遊具を貸し出します。</p> <p>遊具貸出により、屋外での運動機会を提供します。</p>	

#### ④健幸づくり拠点施設を核とした意識啓発

ハピネス館が有する専門的な見地の活用により、住民の健幸意識の向上につながる事業について検討を行います。

ハピネス館との連携事業【新規】	高齢者支援課
	総合振興計画第3章第2節【新規】
ハピネス館を健幸づくりを推進するうえでの拠点として位置づけ、健幸意識の向上に資する各種事業を実施します。	
ハピネス館が持つ専門的な見地から、住民が年齢を重ねても地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりを検討します。	

## (2) 生きがづくり

### ①行きたくなる場やイベントの充実

生涯学習事業や高齢者の通いの場の充実により、日常生活の豊かさや生きがいを創出するとともに、各種事業の実施により、人と人との交流を促進します。

<b>連合寿会・単位老人クラブの支援</b>	高齢者支援課
	総合振興計画第3章第2節
<p>連合寿会や単位老人クラブへの支援により、高齢者の交流や活動を促進します。          高齢者が出かけたい場を多く創出することで、生活の豊かさや生きがいを支援します。</p>	
<b>毛呂山町芸能音楽祭</b>	公民館
	総合振興計画第5章第2節
<p>生涯学習の振興や、日頃の生涯学習活動の成果を発表する場として、毛呂山町芸能音楽祭を開催します。町内で活動している多くの団体が集い成果発表を行うことで、生きがづくりや活動のモチベーション向上を図ります。</p>	
<b>公民館まつり/ふれあい文化祭</b>	公民館
	総合振興計画第5章第2節
<p>生涯学習活動の成果発表の場として公民館まつり/ふれあい文化祭を開催します。成果発表の場を設けることで、生涯学習活動に対するモチベーション向上や生涯学習の普及に資する取組とします。</p>	
<b>公民館教室・講座</b>	公民館
	総合振興計画第5章第2節
<p>各種教室・講座の開催により町民の教養を高め生活の豊かさを創出します。          また、健幸づくりのまち宣言に合わせ、健幸意識の増進につながる内容を各種教室・講座に組み込むことで、住民一人ひとりが健幸に対する意識を持つことができるような取組を進めます。</p>	

<b>いきいき大学もろやま</b>	公民館
	総合振興計画第5章第2節
<p>教養を高め充実した生活を送ることができるよう、身近な生活課題に関する講座を開催します。</p> <p>健幸意識の啓発につながるような講座テーマを選定し、生きがいを持ち豊かに生活するための知識習得の機会を創出します。</p>	
<b>寿大学</b>	生涯学習課
	総合振興計画第5章第2節
<p>老人福祉センター山根荘において現代的な生活課題を中心とした学習会を開催することで、学びの機会を提供します。高齢者が主体的に学ぶ場を提供することにより、生活の活力や生きがいづくりにつなげます。</p>	
<b>世代間交流事業</b>	公民館
	総合振興計画第5章第2節
<p>核家族化が進行する中、子どもと高齢者など異なる世代が触れ合うことで世代間の交流を図ります。高齢者が有する知識や経験を知ることが子どもの学びになり、高齢者が子どもたちとふれあうことで生活の豊かさを創出します。</p>	
<b>生涯学習ボランティア人材バンク</b>	生涯学習課
	総合振興計画第5章第2節
<p>生涯学習における幅広い分野を対象にボランティア人材を募り、ボランティア人材バンクに登録します。</p> <p>地域や学校の求めに応じて登録者を紹介し、事業講師や協力者として活用していただく人材バンクとして活用を推進します。</p>	

<b>人権教育指導者養成研修事業 生涯学習人権教育講座</b>	生涯学習課
	総合振興計画第6章第1節
<p>住民が人権について正しく理解し、女性・子ども・高齢者・医療等に関わる方々や外国人等の身近な人権問題に視点を当て、お互いの人権を尊重する社会の実現を目指します。各種研修・講座の実施により、人権に関する正しい理解や参加者の知見を深める機会を提供します。</p>	
<b>歴史民俗講座・体験教室</b>	歴史民俗資料館
	総合振興計画第5章第2節
<p>歴史や民俗などに関する講座・体験教室を開催し、郷土の歴史文化に親しむことができる機会を創出します。</p> <p>参加者にとっては、知る喜びや学ぶ楽しさに加え、新たな出会いや交流を通じて、心の豊かさが得られる場となるよう取り組みます。</p>	
<b>資料館サポーターとの協働事業</b>	歴史民俗資料館
	総合振興計画第5章第2節
<p>ボランティアである資料館サポーターとの協働により、町の歴史・民俗に関する各種事業を行います。</p> <p>国指定史跡鎌倉街道上道のガイドや資料館の体験教室などにスタッフとして自発的に参加することによって自己肯定感を高め、住民の生きがいづくりにつなげます。</p>	
<b>直売所マップ（仮称）の作成【新規】</b>	産業振興課
	総合振興計画第4章1節
<p>町内農産物直売所の地図に加え、地場産品を用いたレシピや町の見どころを掲載したマップを作成します。町の農業や食に対する理解を含めるとともに、住民が楽しみながらウォーキングができる仕組みづくりを行います。</p>	

## ②高齢者の社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って日々の暮らしを送ることができるよう、交流や活動の場を創出します。

<b>高齢者の活動・交流の場の創出</b>	高齢者支援課
	総合戦略第4節
埼玉医科大学をはじめとする関係機関との連携により、高齢者の交流や活動の場を創出し、元気な高齢者を増やす取組を進めます。	
<b>シルバー人材センターの支援</b>	高齢者支援課
	総合振興計画第3章第2節
高齢者の就業機会の増大や社会参加促進のためシルバー人材センターを支援します。高齢者の能力を活かし、活力ある地域社会づくりを目指します。	

## ③住民活動や支え合い活動の支援

住民一人ひとりが人と人とのつながりを感じ、住み慣れた地域での生活が豊かなものとなるよう、コミュニティの活性化を図ります。

<b>地域イベント助成事業</b>	総務課
	総合振興計画第6章第3節
地域で実施するイベント等へ助成を行います。各地域で住民が集うイベントが開催されることで、地域コミュニティの醸成を図ります。	
<b>地域見守りネットワークの結成</b>	福祉課
	総合振興計画第3章第1節
地域住民、ボランティア等との協働により、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域づくりを目指します。	

### (3) ひとづくり

#### ①児童生徒の心身の健康づくりの支援

毛呂山町で学ぶ子どもたちの「生きる力」を育みます。

また、基本的な生活習慣の育成により、未来を担う子どもたちが将来にわたって健康で幸せな生活を送ることができるよう、健幸に関する意識を高める取組を進めます。

<b>小中一貫教育</b>	学校教育課
	総合振興計画第5章第1節
<p>小中9年間の一貫した指導により、子どもたちの生きる力を育むとともに、「いのちの教育」を通じて心身ともに健やかな児童生徒の育成を目指します。</p>	
<b>学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール） 地域学校協働活動推進事業</b>	学校教育課・生涯学習課
	総合振興計画第5章第1節
<p>地域に広く拓かれた学校運営を行うことで、子ども達の地域への愛着や豊かな心を育みます。</p> <p>また、多くの住民が学校に関わり各種活動を行う中で、生きがいや心の豊かさを感じられる取組を行います。</p>	
<b>親の学習講座</b>	生涯学習課
	総合振興計画第5章第2節
<p>小中学校の保護者を対象に、家庭教育の重要性、親の役割、子どもとの関わり方などについての講座を行います。</p> <p>学力向上や不登校などの教育課題の改善を図ることができるよう、講座テーマや実施方法を検討します。</p>	
<b>地場産物を活用した特色ある献立の導入</b>	学校給食センター
	総合振興計画第5章第1節
<p>学校給食に地場産物を活用した献立を導入することで、子ども達の郷土愛と食への関心を育むとともに、子どもたちが食と健康の関連性について理解を深める取組とします。</p>	

<b>健康教育の推進【新規】</b>	学校教育課・学校給食センター
	総合振興計画第5章第1節
<p>未来を担う子どもたちが将来にわたり心身ともに健やかに人生を送ることができるよう、健康に対する理解を深める取組を進めます。</p> <p>基本的な生活習慣を整えるため、「早寝・早起き・朝ごはん」の周知を徹底します。</p> <p>栄養教育や体験型食育の実施により、食への興味関心を育てるとともに食べ物への感謝の気持ちを育みます。また、学校給食において世界の料理を提供することで、子どもたちの異文化への理解を深めます。</p>	

## ②子どもの健やかな成長の支援

妊娠・出産・子育て期それぞれに応じた様々な子育て支援の実施により、子どもたちの健やかな成長を支えます。

また、親子の交流促進の場や安全な遊びの場を確保することで、子どもたちの心身の健全な発育に寄与します。

<b>子育て世代包括支援センター</b>	保健センター・子ども課
	総合振興計画第3章第3節
妊娠・出産から子育て期に至るまでワンストップ拠点において切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。	
<b>地域子育て支援拠点事業</b>	子ども課
	総合振興計画第3章第3節
子育て中の親子に交流や相談の場を提供することで、親子の交流促進を図ります。また、子育て期における養育者の孤立感や負担感の解消を図るなど、全ての子育て世帯を支える取組を進めます。	
<b>産後ケア事業【新規】</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第3節【新規】
出産後早期から育児支援が必要な母子に対して、産後ケア事業（宿泊、通所、訪問）を行い、心身の安定と育児不安を解消することで、養育者の支援と子どもの健やかな成長を支えます。	
<b>乳幼児健康診査</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
乳幼児の健康保持・増進を図るため、乳幼児の発育や発達を確認します。定期的な健診の実施により、養育者の育児の不安を緩和し子どもの健やかな成長を支援します。	

<b>母子訪問指導・保健指導</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
<p>乳児期の母親が不安を抱きやすい時期に、発育・栄養などの面からの支援を行います。育児の不安を緩和し必要な支援を行うことで、養育者の孤立化を防ぎ子どもの健やかな成長を支援します。</p>	
<b>母子健康教育・発育発達支援事業</b>	保健センター
	総合振興計画第3章第6節
<p>妊娠期から育児期にかけての正しい知識の普及と、子どもにあった養育の支援や養育者の支援を行います。パパママ教室などの健康教育や発達相談を実施します。</p>	
<b>児童館事業</b>	子ども課
	総合振興計画第3章第3節
<p>子どもたちに安全な遊びの場を提供することで、子どもの情操を育み、心身の健全な発育に寄与します。</p>	
<b>児童公園整備事業</b>	総務課
	総合振興計画第3章第3節
<p>地域の公園における遊具の新設や修理等に対して補助を行います。子どもたちに安全な遊びの場を提供することで心身の健康を増進し、豊かな情操を育むことを目的に実施します。</p>	
<b>地域の公園への支援</b>	管財課
	総合振興計画第1章第5節
<p>遊具の安全な利用に供するため、地域の公園遊具の点検を実施します。また、都市公園の遊具についても計画的な更新を行い、子どもたちの健康増進に必要な施設として適切な維持管理に努めます。</p>	

### ③あらゆる機会を捉えた意識啓発

「健幸づくりのまち もろやま」の実現に向けては、住民一人ひとりが健幸に対する意識を持つことが重要です。健幸についての理解を深めるとともに、住民一人ひとりの行動が変わることが重要です。

多くの住民が健幸について意識し、一人ひとりの行動変容につながるよう、各種啓発を行います。

<b>健幸意識啓発事業【新規】</b>	全課
	—
行政のみでなく、住民一人ひとりが健幸に対する意識を持ち、行動変容につながるよう啓発を行います。 懸垂幕などによる周知のほか、広報もろやまや町ホームページでの周知、SNSの活用など、効果的な周知に努めます。	
<b>健幸づくりのまち宣言冠事業の実施【新規】</b>	全課
	—
健幸づくりのまち宣言が目指す方向性に合致した冠事業を実施します。冠事業の実施により、事業参加者等へ効果的な周知が期待できます。 また、既存事業の実施にあたっては、住民の健康づくりを推進するため、健康（健幸）づくりに資する内容となるよう事業内容を精査します。	